

成年後見制度 Q&A

※個々のケースにより、回答が異なる場合もあります。



成年後見人が就くと買い物は自分でできなくなるの？

食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えるよ。



成年後見人等には何でも頼めるの？

家族とは違うから頼めないこともあるよ。



成年後見人等は申立てをしてからどのくらいで決まるの？

1か月から3か月くらいが多いみたいだよ。



申立てにはどのくらいの費用がかかるの？

手数料の印紙代と切手代で1万円くらいかかるよ。



成年後見人等に支払う報酬はどのくらいなの？

本人の生活に支障のない範囲で裁判所が決めるよ。



成年後見制度の利用や申立てについては、お住まいの地域の区役所、地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会などへご相談ください。

社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

〒432-8035 浜松市中区成子町140-8 浜松市福祉交流センター 2階
 電話番号: 053-450-7151 (受付時間/午前8時30分～午後5時15分)
 開所時間: 月曜日～金曜日 [午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)]

成年後見制度のご案内



あなたの家族・知り合いの
 困りごと・心配ごとは
 ありませんか？



暮らしのサービスがうまく使えない



お金のやりくりができない



書類の手続きに困っている



悪い人にだまされたらどうしよう



子どもの将来が不安

これらの不安を
 解消してくれるのが
 成年後見制度
 なんだ



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配事が起きることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

本人もまわりの人たちにも安心だね



2 成年後見制度を利用するには？

1 相談

本人や家族・支援者

地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会などに相談してみましょう。

2 申立書類の準備

申立人

準備の仕方も相談できます。
(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)

3 家庭裁判所に申立て

受付後、家庭裁判所が調査などを行います。

4 成年後見人等の決定

裁判官が成年後見人等を決めると、あなたの支援者がもう1人増えます。

3 成年後見人等ってどんな人？

本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を裁判官が選びます。

親族

本人にとって身近な支援者

専門職

福祉や法律の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

市民後見人

専門的な講座を受けた市民

4 どんなことをしてくれるの？

定期的な訪問や見守り

本人の気持ちを大切にしながら、困ったときには相談に乗ってくれるよ

通帳の保管やお支払いのお手伝い

サービス利用のお手伝い



不利益な契約の取り消し

入院、施設入所などのお手伝い

書類の確認とお手続きのお手伝い

亡くなった後の相談・引き継ぎ

任意後見制度

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。

任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。

●申立ての流れ

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。

また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

公正証書の作成について

公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらいます。外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能です（別途出張費がかかります）。詳細は、お近くの公証役場にお問合せください（浜松公証人合同役場●TEL：053-452-0718）。

第三者後見人等の報酬について

第三者が、法定後見制度の成年後見人等や、任意後見制度の任意後見人、任意後見監督人となった場合は、原則、報酬が必要となります。任意後見人の報酬額は契約に基づきますが、それ以外の場合は家庭裁判所が決定します。

成年後見人等について

ご親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門家（第三者）が選ばれることもあります（第三者後見人）。

制度を利用して
安心できる老後を送りましょう！



成年後見制度のしくみ

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」と、判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて、**補助** **保佐** **後見** の3つに支援内容が分かれます。それぞれの制度の概要は次のとおりです。

		補助	保佐	後見
要件	対象者の判断能力	精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な方	精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
	医師による鑑定	原則として不要	原則として必要	原則として必要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	付与の審判	必要	必要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
成年後見人等の責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

●申立ての流れ

申立て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。

審判手続き

家庭裁判所は、申立書類やご本人、申立人に面接するなどして、調査や問合せを行います。ご本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

審判

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。

告知・通知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知又は通知されます。

成年後見登記

法務局に登記されます。戸籍には記載されません。